

メディア等招請による山口県の魅力発信事業業務委託 仕様書

1. 事業名

メディア等招請による山口県の魅力発信事業

2. 履行期間

契約締結の日～令和8年12月31日（木）

3. 業務目的

令和8年10月1日～12月31日に開催される「山口デスティネーションキャンペーン^{※1}」（以下、「山口DC」という）の開催を見据えて、首都圏や関西圏におけるメディア等^{※2}を活用した情報発信を行い、山口県の認知度の向上および誘客促進、県内周遊促進、観光消費額の拡大を図る。

※1…県内の自治体や観光事業者とJR6社が一体となって作り上げる、国内最大級の観光キャンペーン

※2…メディアだけでなく、インフルエンサー、旅行会社等も含む
また、オウンドメディア・SNSの媒体形式も問わない。

4. 予算限度額

3,000,000円（消費税及び地方消費税を含む）

5. 業務内容

具体的な方法は「メディア等招請ツアーの実施」であり、上記の事業目的を踏まえ、事業実施にあたっては、以下の（1）～（2）及び（4）についての内容を基本業務内容として遂行すること。なお、（3）は任意提案とする。

また、基本業務内容に定めのない業務に関しても、本事業の遂行に向けて必要と判断される場合は、一般社団法人山口県観光連盟（以下、「観光連盟」という）と相談・承諾の下、適宜遂行すること。

（1）メディア等の選定

本県への誘客促進の観点から、首都圏や関西圏を中心とした影響力の強い有力なメディア等を5社（5人）以上選定すること。

メディア等の提案にあたっては、以下について整理することで具体的な強みや知見等についても触れること。

招請者は観光連盟と協議の上、最終的に決定を行うが、選定にあたってはFAMツアーでの取材を通じて、各オウンドメディア・SNS等への確実な掲載・情報発信を前提とする。

- ① 会社名（個人で活動している場合は活動者名）
- ② 媒体名とその特徴（SNSの場合はアカウントでの発信内容、切り口等）
- ③ 読者層（SNSの場合はフォロワー層等）
- ④ 購読者数・PV数等（SNSの場合はフォロワー数等）

⑤ 選定理由（具体的な強みや知見等について触れること）

(2) F AMツアー（招請ツアー）の実施

① 行程の企画および運営

上記（1）で選定したメディア等を招請したF AMツアーの企画および運営を行うため、以下について留意した上で提案を行うこと。

なお、最終的な行程・実施時期は観光連盟と協議を行った上で決定する。

- i. ツアーの実施回数は1回以上とすること。
- ii. 泊付きのツアー内容とすること。泊数も提案対象とする。
- iii. ツアーには観光連盟職員を1名以上同行させること。
- iv. 実施時期は山口DCの開催前に情報発信が間に合うよう、逆算して提案すること。
ただし、同一のメディア等が複数回情報発信する場合、2回目以降の発信については山口DC期間中となっても差し支えない。
- v. 行程には山口DCの魅力を象徴するコンテンツとして、以下を組み込むこと。
 - (ア) 山口ならではの絶景・体験
岩国市の錦帯橋、山口市の瑠璃光寺五重塔、美祢市の秋芳洞
 - (イ) 山口ならではのグルメ
ふぐ、瓦そば、新たなご当地グルメ（長州海鮮まぶし、長州海鮮うにしゃぶ、長州チキンステーキ、美酒海鮮瓦焼き）等※
※グルメは例示列举のため、全てのメニューを必ず組み込む必要はないが、本県の魅力発信のため、意識して行程に組み込むこと。
- vi. 秋に放送開始予定の宇野千代をモデルとしたドラマによる誘客効果も獲得するため、錦帯橋の他にも、行程に少なくとも1箇所以上は、宇野千代ゆかりの観光素材・コンテンツ等を含めるよう意識すること。

② F AMツアー実施に関する調整

以下の手配・調整に係る費用負担を本事業で賄うこと。

- i. 招請実施に伴って発生する招請メディア等の往復分の交通費※
- ii. ツアー実施前後の連絡調整に係る費用
- iii. ツアー実施に必要な基本的経費（視察施設入場料、体験料、宿泊料、飲食代等）
- iv. 専用車両の乗務員に係る宿泊・食事に要する費用
- v. 有料道路等利用料金・駐車料金
- vi. 車中での飲料水
- vii. 国内旅行傷害保険
- viii. その他備えが必要なもの

※飛行機はエコノミークラス、新幹線は普通車の利用を前提とする。

なお、ツアー実施に際して、観光連盟職員の同行に係る旅費（宿泊料、用務地までの交通費往復分）は本事業に含まない。

③ アンケート調査の実施

招請メディア等に対して、各訪問先の評価等を基本とするアンケート調査・ヒアリング等を実施し、効果・分析するとともに、後述する実施報告書の中で取りまとめ、報告を行う。
なお、アンケート内容や詳細等については観光連盟と相談の上、決定する。

④ その他留意事項

- i. ツアー実施中に万一の事態発生や第三者に対する損害を補償すべき責に対応するため、予め必要な備え・実施体制を整備しておくこと。
- ii. 予約人数の誤りや各視察先との連携不足等により、ツアー当日の行程に影響を与えないよう、ツアー実施日が近づいたタイミングで必ず各予約先・連携先に確認を行い、観光連盟にその旨報告すること。
- iii. 視察先等では、ガイドやコンテンツを熟知しているスタッフ・自治体職員等を積極的に活用することで、本県の魅力への理解を深めさせる体制を整備すること。
- iv. 宿泊施設は1部屋1名の夕朝食付きを原則とする。
ただし、夕食で先述した「山口ならではのグルメ」を堪能する場合は「夕朝食付き」でなくとも差し支えない。
- v. 移動中も観光情報を事前説明する等、招請メディア等にとって効果的なツアー実施に努めること。

(3) 追加提案（※任意提案）

本業務の効果をより一層高めるための工夫・アイデア等を提案すること。

(4) 報告業務

① 打ち合わせの実施

観光連盟と受託事業者が相談の上、必要に応じて打ち合わせを適宜実施することとし、進捗共有・円滑な事業実施に向けた協議等を行うこと。

② 実施報告書の提出

事業の実施結果として、契約期間満了日までに実施報告書を提出すること。

また、報告書の作成にあたっては、以下について留意する。

i. 提出物

実施報告書（A4判）1部、紙媒体及び電子データ

ii. 留意事項

報告書の内容はツアーの実施内容だけでなく、メディア等による情報発信内容及びアンケート結果等も記載し、実施報告書で事業の全貌が分かるよう、作成にあたっては工夫を行うこと。

実施報告書の提出にあたっては、案を観光連盟へ事前に共有し、意見を仰ぐこと。

6. 支払いについて

契約代金の支払いに関しては、業務完了後の精算払いとする。

7. その他

- (1) 本仕様書に定めのない事項及び業務遂行上疑義が生じた場合は、その都度、観光連盟と別途協議の上、処理すること。
- (2) 観光連盟は、必要に応じて本契約に係る情報（受託者名・契約種別・契約件名及び契約金額等）を公開することがあるが、受託者はこれを了承するものとする。